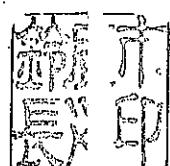


津波発生時における緊急避難施設としての  
使用に関する協定書



平成30年5月23日



鈴鹿市

有限会社 甚目

## 津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書

(施設)

### 第3条

何らか  
に報告

津波発生時における緊急避難施設としての使用に関し、鈴鹿市（以下「甲」という。）と有限会社 甚目（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(使用)

### 第4条

表され  
れがた  
する。

#### (目的)

第1条 この協定は、鈴鹿市に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における緊急避難施設（以下「津波避難施設」という。）として、乙が所有し、管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

(施設)

### 第5条

につい  
波等の

#### (津波避難施設の使用)

第2条 乙は、次に掲げる施設（以下「当該施設」という。）を津波避難施設として、住民等に使用させるものとする。

名称	プラージュなごみ	
所在地	三重県鈴鹿市南若松町 429-17	
用途・構造	サービス付高齢者向け住宅 デイサービス	鉄筋コンクリート造
規模	地上3階（地下1階） 延べ面積 2,115m <sup>2</sup>	
建築年次	平成11年	
避難場所としての使用部分	2階屋上 173.085m <sup>2</sup> 3階屋内廊下 41.625m <sup>2</sup> 合計 214.71m <sup>2</sup>	地表面からの高さ 7.4~9.6 m
収容人員	214人（1m <sup>2</sup> /人）	

- 2 伊勢・三河湾に津波警報又は大津波警報が発表された場合、乙は、ただちに当該施設内の避難場所を住民等に開放し、使用させるものとする。
- 3 当該施設が、鈴鹿市津波避難施設整備事業補助金の交付を受けた場合は、当該協定の締結の日より10年以上津波避難施設として使用するものとし、その期間において、善良な管理者の注意をもって津波避難施設としての機能を維持し、避難を妨げるような改造、運用等をしないものとする。

(津波)

### 第8条

また、  
の避難

(協議)

### 第9条

その者

#### (施設変更の報告)

第3条 乙は、増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合、又は、何らかの事情により津波避難施設としての使用が不可能となるときには、甲に報告するものとする。

#### (使用期間・使用料)

第4条 当該施設の使用期間は、伊勢・三河湾に津波警報又は大津波警報が発表された時から、津波による浸水が解消し、警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまでとし、使用期間における当該施設の使用料は無料とする。

#### (施設・備品の破損時の対応)

第5条 当該施設が津波避難施設として使用された場合の施設及び備品の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

#### (避難時の事故に係る責任)

第6条 乙は、当該施設に住民等が避難した際に発生した事故及び使用施設の解錠処置が不可能であった際に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。

#### (有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

#### (津波避難施設の公開)

第8条 甲は、当該施設を津波避難施設として市民に周知するものとする。また、乙は、甲及び住民等が実施する津波避難訓練等において、当該施設内の避難場所の使用に関し協力を惜しまないものとする。

#### (協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月23日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長

末松 則子



乙 三重県鈴鹿市南若松町3053番地  
有限会社 甚目  
代表取締役

甚目 行惟

